

令和7年度独立行政法人大学改革支援・学位授与機構学位審査会（第3回）議事要旨

1 日 時 令和7年11月7日（金）Web開催 14時00分～14時39分

2 出席者 大芝委員長，佐藤（正）副委員長，
池田，大隅，倉智，椎原，菅原，鈴木，舘石，
花泉，宮崎，山下，山村，吉川，吉武の各委員
（機構側出席者）
西田理事，戸田山研究開発部長，藤原学位審査課長

3 令和7年度学位審査会（第2回）議事要旨について
確定版として配付された。

4 議 事

(1) 短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の審査の付託について

学位審査課長から，資料1-1から1-3に基づき，令和7年度10月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位授与の申請状況について説明の後，機構長から学位審査会に，学士の学位授与の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け，令和7年度10月期における学士の学位授与の申請のうち，通例申請分においては修得単位の審査及び学修成果・試験の審査について，特例申請分においては修得単位の審査及び学修総まとめ科目の履修に関する審査について，それぞれ担当する専門委員会・部会の指定が行われ，当該専門委員会・部会に審査が付託された。

(2) 認定課程修了者に係る修士の学位授与の審査の結果について

学位審査課長から，令和7年3月の認定課程修了者（留学生等）（保留者）に対する修士の学位授与に係る再審査の結果に関して，資料2-1に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があり，続いて，令和7年3月の認定課程修了者（保留者）に対する修士の学位授与に係る再審査の結果に関して，資料2-2に基づき，各専門委員会・部会における審査結果報告，及びその報告に基づき作成した学位審査会判定案についての説明があった。

これらの説明の後，令和7年3月の認定課程修了者（留学生等）（保留者）の修士については資料2-1の判定案のとおり，防衛大学校理工学研究科前期課程修了者1人が「合格」，令和7年3月の認定課程修了者（保留者）の修士については資料2-2の判定案のとおり，水産大学校水産学研究科修了者2人，国立看護大学校研究課程部看護学研究科前期課程修了者2人の合計4人が「合格」と判定されることが了承された。

(3) 認定課程修了者等に係る修士及び博士の学位授与の審査について

学位審査課長から，資料3-1に基づき，令和7年9月に防衛医科大学校医学教育部医学研究科を修了した22人に係る博士の学位授与の申請状況について説明があった。また，資料3-2に基づき，令和8年3月の認定課程修了見込者として，防衛大学校理工学研究科前期課程の5人，同校総合安全保障研究科前期課程の10人及び国立看護大学校

研究課程部看護学研究科前期課程の6人の合計21人から、認定課程修了年度における修士の学位授与申請予定についての申出が、また、防衛大学校理工学研究科後期課程の6人から、認定課程修了年度における博士の学位授与申請予定についての申出があった旨、それぞれ説明があった。

博士（医学）の学位授与の申請については、論文の審査及び試験（口頭試問）を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に論文の審査及び試験（口頭試問）が付託された。また、令和8年3月修了見込の27人については、修士は令和8年1月10日までに、博士は令和7年12月20日までに申請があった場合には、学位審査会に審査が付託されたものとみなし、学位授与の審査を取り進めていくことについて、了承された。

(4) 短期大学の専攻科に係る認定の再審査の付託について

学位審査課長から、資料4に基づき、令和7年度に提出された短期大学1校1専攻からの学則変更の届出について説明の後、機構長から学位審査会に、認定の可否について再審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

(5) 特例適用専攻科の変更の届出に係る審査の付託について

学位審査課長から、資料5に基づき、短期大学及び高等専門学校の特例適用専攻科における令和8年度からの変更の届出について説明の後、機構長から学位審査会に、特例の適用認定の変更の可否について審査が付託された。

この審査の付託を受け、審査を担当する専門委員会・部会の指定が行われ、当該専門委員会・部会に審査が付託された。

(6) 学位授与方針及び論文審査基準の策定について

学位審査課長から、資料6-1及び6-2に基づき、学位授与方針案について説明があった。

また、学位審査課長から、資料6-3及び6-4に基づき、修士及び博士の学位に関する論文審査基準案について説明があり、審議の結果、案のとおり了承された。

(7) 学位授与事業に関する規則等の一部改正について

学位審査課長から、学位授与事業に関する規則等の一部改正について、資料7に基づき説明があり、審議の結果、案のとおり了承された。

(報告事項)

(8) 学士の学位取得者数について

学位審査課長から、資料8-1に基づき、令和7年度4月期の短期大学及び高等専門学校卒業者等に係る学士の学位取得者数等、及び資料8-2に基づき、令和7年9月の認定課程修了者に係る学士の学位取得者数等について報告があった。

最後に大芝委員長より，本日の審議結果については規則に基づき，大学改革支援・学位授与機構長に後日文書で報告すると発言があった。

以 上